יווי יווי	平	义音用亦	:(1月決定分)			油曲	一八		/ 	FI +bn ±E	1中) 久/1	コタ		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開計	决 一部開示 不開示		存否応答拒否			5 6 号号	7 8 9 号 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 1. 6	R7. 1. 14	令和 6 年度定期購読図書類年間登録一覧	1	1									住宅政策本部 住宅企画部 総務課
2	R7. 1. 6	R7. 1. 15	代田一丁目アバートの移転について (12月16日) (1) 代田一丁目アバートの移転について (12月16日) (2) 代田一丁目アバートにお住まいの皆様へ 代田一丁目アバート撤去に伴う「移転説明金」開催のお知らせ (12月18日) (2) 代田一丁目第2アバート (12月18日) (1) 代田一丁目第2アバート (12月18日) (1) 代田一丁目第2アバート (12月18日) (1) 代田一丁目第2アバート (12月18日) (1) 代田一丁目第2アバートにお住まいの指体、代田一丁目第2アバートの移転について (12月17日) (1) (2) 代田一丁日第2アバートにお住まいの指体、代田一丁日第2アバート (12月17日) (1) (3) ボーコアバートの移転について (12月17日) (1) (4) 千丁目アバートの移転について (12月17日) (1) (4) 千丁目アバートの移転について (12月17日) (1) (4) 千丁目アバートの移転について (12月17日) (1) (2) 江市田アバート (1) 江市田アバート (1) (2) 江市田アバート (1) (2) 江市田アバート (2) (2) 江市田アバート (2) (2) 江市田アバート (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	**	1									住宅政策本部管理課

一节和	件度 公	又書開示	:(1月決定分)							 		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		定区不開示	存	: : : 号 !		例7条 78号	9 不開示理由等	所管局部課等
3	R7. 1. 6		1. 東砂二丁目(東砂二丁目アパート (9.14-18号棟) 移転先住宅の使用許可日について、提出書類チェックリスト、臨時ごみ置場の設置について、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、臨時ごみ置場の設置について、引起に際してのお願い、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、「経出書類について、「入居関係書類」作成のお願い、保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について、「表目関係書類」作成のお願い、保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について、「入居関係書類について、「入居関係書類について、今後の予定 2号棟 (7~12階)・5号棟にお住まいの方 (令和7年2月1日使用許可)、今後の予定 2号棟 (7~12階)・5号棟にお住まいの方 (令和7年2月1日使用許可)、今後の予定 2号棟 (7~12階)・5号棟にお住まいの方 (令和7年2月1日使用許可)、今後の予定 2号棟 (1~6階)・6号棟にお住まいの方 (令和7年2月16日使用許可)、今後の予定 2号棟 (1~6階)・6号棟にお住まいの方 (令和7年2月16日使用許可)、保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について) 4. 南蒲田一丁目アパートの移転について、「建替移転説明会」開催のお知らさ、建替移転説明会資料(南蒲田一丁目アパート (11・12・13号棟) (暫定版)、居住者調査票、移転先住宅見係資料の訂正について、トラ(11・12・13号棟) (超加分)、移転先住宅見等会のお知らせ (追加)、住宅関係資料の訂正について)5. 本羽田二丁目 (11・12・13号棟) (超加分)、移転先住宅見等会のお知らせ (追加)、住宅関係資料の訂正について、本羽田二丁目アパート 10号棟にお住まいの皆様、『仮設ごみ置き場』の設置及び運用について、「建替移転説明会」開催のお知らせ、建替移転説明会 資料 (幡ヶ谷二丁目第2アパート 50-8、52-3、53-8、56-5)、移転方法の補足資料、移転先住宅見学会のご案内、居住者調査票、移転先住宅関係資料、随い部とで、「重要】、抽選順部屋決め会(2人世帯)について【重要】、抽選順部屋決め会(3人世帯)について【重要】、抽選順部屋決め会(4人世帯)について【重要】、抽選順部屋決め会(2人世帯)について【重要】、抽選順部屋決め会(4人世帯)について【重要】、移転先住宅関係資料、応じまで、「第2アパート (2乗) の移転について、、北天塚一丁目のは大塚一丁目アパート は一世のお知らせ、第2アパートの居住者の移転について、北大塚一丁目の構作のお知らせ)。東坂下二丁目 (臨時ごみを)、2、2、2、3、2、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、	**	1							住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課
4	R7. 1. 5	R7. 1. 16	調布市緑が丘2丁目の都営団地第5期建替事業に関する以下の資料 (1) 令和6年12月13日及び14日に行われた土地利用構想説明会に関する全ての資料(例:議事録、当日配布資料) (2) 緑が丘2丁目地区地区計画において住宅関連施設地区が中高層住宅地区に変更された意思決定過程の分かる全ての資料 (3) 上述の緑が丘2丁目における中高層住宅地区計画に関する全ての資料	10	1	1					地区計画に関することは調布市が行っているので 東京都は当該公文書を作成及び取得しておらず、 在しない。	
5	R6. 11. 18		(1)東京都知事(〇)第〇〇号〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(2)東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。ア 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書イ 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(3)東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。ア 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書イ 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	*	1						_	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課

4	3和6年	F 度 公	文書開示	(1月決定分)						 - Ita I	 • /m.1 &-		
	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	决 一部開示 不開示	1	存否心答拒否		条例 7 条 3 7 8 3 号 号		所管局部課等
	6	R6. 11. 18	R7. 1. 17	(1)東京都知事(○)第○○号○○株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書 (2)東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書 (3)東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。ア 令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書 イ 令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ウ 令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4)東京都知事(○)第○○号の宅地建物取引業免許申請書 (5)東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書 (5)東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。ア 令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書	*		1			1		・(7条4号)印影は、公にすることによ 等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に ぼすおそれがあるため。	
	7	R7. 1. 12	R7. 1. 21	1. 東砂二丁目(臨時ごみ置場の設置について、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、臨時ごみ置場の設置について、引越に際してのお願い、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、引越に際してのお願い) 2. 東砂七丁目第2(「入居関係書類」作成のお願い、保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について、引越に際してのお願い) 2. 東砂七丁目第2(「入居関係書類」作成のお願い、保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について、引越に際してのお願い) 3. 東靴谷六丁目(『臨時ごみ置き場」の設置について、提出書類 チェックリスト、今後のスケジュール・入居関係書類ついて、今後の予定 2号棟(7~12階)・5号棟にお住まいの方(令和7年2月1日使用許可)、今後の予定 2号棟(7~12階)・6号棟にお住まいの方(令和7年2月1日使用許可)、保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について) 4. 南蒲田一丁目で、日前田一丁目アパートの移転について、「建替移転説明会」開催のお知らせ、建替移転説明会資料(南浦田一丁目アパートの移転について、「建替移転説明会」開催のお知らせ、建替移転説明会資料(南浦田一丁目アパートの移転について、「建替移転説明会資料(南浦田一丁目アパート (11・12・13号棟) (4加分)、移転先住宅見等のお知らせ、移転先住宅見関係資料 南蒲田一丁目アパート (11・12・13号棟) (4加分)、移転先住宅見でのお知らせ、移転・住宅関係資料の訂正について、「重要」、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、抽選順部屋決め会について【重要】、推選順部屋決め会について【重要】、移転先住宅見学会のご案内、居住者調査票、移転先住宅関係資料、確認書、抽選順部屋決め会(1人世帯)について【重要】、移転先をの部屋追加のご案内、居住者調査票、移転先住宅関係資料、確認書、抽選順部屋決め会(4人世帯)について【重要】、移転先住宅見学会のご案内、居住者調査票、移転先生宅関係資料、確認書、抽選順部屋決め会(4人世帯)について【重要】、移転先に初日を申して、「2期)の移転について「重要】、移転先性空見学会の記録について【重要】、水砂にのいて【重要】、水砂にのいて【重要】、水砂にのいて【重要】、水砂について【重要】、水砂にのいて「2世別・20世別・20世別・20世別・20世別・20世別・20世別・20世別・2	326	1							住宅政策本部 東部住宅建設事務所 折衝課
	8	R7. 1. 11	R7. 1. 24	東京都の都営住宅に居住されている非課税世帯数と、東京都内都営住宅の居住者のうちの外国籍割合				1				当該公文書は、作成及び取得しておらず、い。	存在しな 住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課

15 114 5	1/2 -			決定区:	⇔ ((根拠規定) 条例	7 冬	
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名		左	3 4 5 6 7 号号号号		所管局部課等
9	R6. 12. 3	R7. 1. 31	下記の宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書(決算書の表紙、賃借対照表及び損益計算書)。 (1) ○○株式会社〇○ (4) ○○株式会社〇○ (4) ○○株式会社〇○ (6) 株式会社〇○ (7) ○○株式会社〇○ (9) 株式会社〇○ (10) 株式会社〇○ (11) 株式会社〇○ (11) 株式会社〇○ (12) 有限会社〇○ (14) 株式会社〇○ (14) 株式会社〇○ (14) 株式会社〇○ (14) 株式会社〇○ (15) 株式会社〇○ (16) 株式会社〇○ (17) 株式会社〇○ (18) 株式会社〇○ (19) 株式会社〇○ (19) 株式会社〇○ (11) 株式会社〇○ (11) 株式会社〇○ (12) 株式会社〇○ (12) 株式会社〇○ (13) 株式会社〇○ (22) 株式会社〇○ (22) 株式会社〇○ (22) 株式会社〇○ (24) 株式会社〇○ (24) 株式会社〇○ (25) 株式会社〇○ (25) 株式会社〇○ (26) 株式会社〇○ (27) ○○株式会社〇○ (27) ○○株式会社〇○ (28) 株式会社〇○ (29) 株式会社〇○ (21) 株式会社〇○ (22) 株式会社〇○ (23) 株式会社〇○ (24) 株式会社〇○ (25) 株式会社〇○ (27) ○○株式会社〇○ (27) ○○株式会社〇○ (28) 株式会社〇○ (29) 株式会社〇○ (21) 株式会社〇○ (22) 株式会社〇○ (23) 株式会社〇○ (24) 株式会社〇○ (25) 株式会社〇○ (27) ○○株式会社 (28) 株式会社〇○ (29) 株式会社〇○ (29) 株式会社〇○ (31) ○○株式会社 (31) ○○株式会社 (33) ○○株式会社 (34) 株式会社〇○ (35) 休式会社〇○ (35) 休式会社〇○ (35) 休式会社〇○ (35) 休式会社〇○ (36) ○○株式会社 (37) ○○株式会社 (37) ○○株式会社 (38) ○○株式会社 (38) ○○株式会社	* 1				住宅政策本部、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。 <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。